

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 8月号 (No.153)

2016年8月16日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

経営懇会員のみなさん いかがおすごしですか。

戦後 71 年目の夏、テレビや新聞ではオリンピックの報道ばかりが目につきます。直接戦争を知る人は減り、戦争を知らない世代が社会を動かす時代になっています。だからこそ、一人ひとりが自分の言葉で戦争のこと平和のことを語ること、発信することが重要になっています。

## 忙しさのあれやこれや

いぬい みやこ (経営懇役員 大阪・(福) どんぐり福祉会 常務理事)

毎日毎日忙しい忙しいと言いながら生きてきた気がします。若いときの忙しさは、親になってからの忙しさの比ではなかったし、土・日がバザーや廃品回収で埋まっていく共同保育四半世紀の忙しさは、共保関係者以外にはなかなか伝わらない悔しさがありました。

にもかかわらず、“夢の認可”を実現した 2001 年以降の忙しさといったらハンパではありません。それも年々ひどくなり、極めつけは 2015 年の制度改変、もうこれでおしまいかと思いきや、やってきました、社会福祉法改悪。これはなんだか悪い夢でも見ているんじゃないかしら。

思えば、行政裁判まで起こしてやっと認可を勝ち取った 2001 年こそ、“魔”の社会福祉基礎構造改革の年でした。一片の通知で保育所設置主体の規制緩和も行われ、企業参入開始。そのとき私は事の重大さに気づかず、儲からない保育分野に企業なんかはいれるものかとタカをくくっていました。まして、ほかの福祉分野のことなど、さらさらわかりませんでした。

統計によれば、1970 年代と比べて、労働者の平日労働時間は 40 年間で 90 分も伸びています。その分睡眠時間が減り続け、日本は今や

世界一の寝不足大国です。保護者会や労働組合などの自主的な活動時間も、家族の団らんも霧のように奪われて、この上さらに任天堂に睡眠時間を献上・・・？

保育新制度がはからずも見せてくれたのは、1号子どもと2号子どもの間にこっそり設けられていた断崖絶壁。通算3倍以上になる保育時間・保育日数を、同コストでやれとはよく言えたものです。「母親が働いている子どもの特段のニーズ」をないがしろにする仕組みが、保育の専門性を保障する条件を奪っていました。それは、正規と非正規の間にある壁とも相まって、保育労働者を、働く母親を、いや男女すべての労働者を無権利な荒野に放り出す仕組み。それでも私たちは、自らの専門性をみがき、労働者の子弟に貧困の連鎖を断ち切る宝物を手渡す努力を重ねてきたのですが。

忙しさの元凶を見抜き、時間をわがものに、保育者のものに、母親のものに、すべての労働者のものに、取り戻したい！

名実ともに時間の主人公になることは、人類の究極の発達課題かもしれません。

(デモ、ソノ為ニモット忙シクナルノネ。)

**夏季セミナー 第2次締切:8月24日**

お申込みがまだの方、お急ぎ下さい。

**社会福祉法人「改革」に関する最新情報を、セミナー2日目に新たに企画！**

詳細は同封チラシを  
ごらんください

# 社会福祉法人制度「改革」の動き・地域の活動

## ●法人「改革」全国担当者説明会開催／厚労省

7月8日に、厚生労働省は、社会福祉法人改革の施行にむけて、全国担当者説明会を開催しました。6月20日に出された事務連絡（経営組織の見直し、FAQ）を含め、「控除対象財産」や「地域における公益的な取組」、今後のスケジュール等が出されています。

資料によれば、法人「改革」に関する政令・省令や通知等は、10月ごろ発出予定とされています。評議員員数の経過措置や会計監査人の設置基準など、正式には政省令で定められますが、6月20日付の事務連絡で示されている内容が基本になると思われます。10月を待たず、できる準備をしながら、国の動向を注視する必要があります。

同時に、当面の対応だけに終わることなく、法人「改革」が、社会福祉・社会保障をめぐる大きな動きの中でどのような役割をはたすものか、理解することが求められます。

◆法人「改革」の内容を理解するために

～実務対応資料とセミナーでの学習を！

当面、準備すべき事項については、調査研究部の作成資料「社会福祉法人制度「改革」への実務対応」をご覧ください（同封の資料参照）。

9月4～5日の夏季セミナーでは、法人「改革」について新たな企画を緊急に設定しました。当面、対応すべき内容を整理しつつ、大きな視点から法人「改革」の狙いと今後の運動の課題を考えあいます（2日目午前）。

これらを活用し、対応や今後の運動を検討しましょう。

※説明会資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html> また月刊『保育情報』誌にも掲載されます（一部抜粋）。

## ●社会福祉法人「改革」学習会開催／福岡経営懇

福岡経営懇では、8月4日に法人「改革」についての学習会を開催しました。講師は、社会福祉施設経営者同友会会長の茨木範宏氏。参加者は39名で、福岡の他、鹿児島・熊本・長崎

からも参加がありました。

### ◆社会福祉の解体と法人「改革」

茨木氏は、今回の法人「改革」が、1990年代後半の社会福祉基礎構造改革から今に続く流れの中で出されてきたもので、急に始まったわけではないことを指摘

社会福祉法人制度改革に関する政省令、通知発出予定一覧(主なもの)

※現時点の予定であり、今後変更があり得る。

政省令、関係通知	主な内容	時期
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(仮称)	会計監査人設置基準、評議員員数経過措置、内部管理体制の整備 等	平成28年10月公布予定
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(仮称)	特殊の関係がある者、内部管理体制の整備の内容、社会福祉充実計画の作成、控除対象財産、会計監査人監査 等	平成28年10月公布予定
社会福祉法人の認可について(局長通知)	社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款準則の見直し	平成28年10月発出予定
社会福祉法人の認可について(課長通知)	社会福祉法人審査要領の見直し	平成28年10月発出予定
社会福祉法人会計基準関係通知	財産目録の様式の見直し、等	平成28年10月発出予定
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	入札契約関係の見直し、等	平成28年10月発出予定
社会福祉法人指導監査要綱の制定について	指導監査要綱の見直し、等	平成29年3月発出予定

しました。国は、公的責任を放棄し、自助・共助の名のもとに、国民が健康で文化的な最低限度の生活をおくる権利をあいまいにしようとしています。そうした動きの中に、今回の法人「改革」が位置付けられています。



#### ◆戦略的対抗を検討しよう～情勢を逆手に

法人「改革」にどう対抗していくのか考える上で、いくつかのポイントがあげられました。

##### \* 民主的な組織運営と地域連携を強める

経営組織の見直しとして評議員会等がうちだされ、これまで以上に人材が必要です。そのことを地域連携を強める機会としてとらえ、地域との協力や、相互に人材を出しあう相互乗り入れ等を行なうなかで、地域の福祉を共同で考える関係をつくることができます。

##### \* 「内部留保」の目的の明確化

率先して情報開示を行ない、経営・運営の透明性を確保すると同時に、社会福祉法人の仕組みや現状を知らせて「福祉は非営利、もうけ目的ではない」ということを、あらためて社会に示していくことができます。

##### \* 地域公益活動について

今でもやっている、というだけではだめ、と指摘がありました。整理し、積極的に打ち出すことが必要です。また、それぞれの法人が専門性を発揮するという視点（保育だったら、保育所の役割を発揮するという視点）からとりくむことが重要です。そして、その活動を制度にさせる・公的責任を求めていくという視点が不可

欠です。

##### \* 可能な方策を模索すること

小規模法人の運営が厳しくなることが予想されますが、それぞれの地域や法人の歴史は様々であり、単純に合併すればいいという訳にはいきません。小規模法人の経営・地域の福祉を守るという視点で「可能な対応」を検討することが求められています。その上で、共同でできることも多々ありますので、時間を一定かけて模索しましょう。

##### \* 退職手当共済制度継続の運動をつくる

介護・障害分野では、営利企業参入を理由に公費助成が廃止されました。しかし保育分野では、参入数は全体から見ればわずかであり、公費助成廃止の理由にはなりません。保育分野から公費助成廃止反対の運動をつくることで、介護・障害分野での後退をくいとめる力になるのではないのでしょうか。

保育分野での公費助成については2017年度末に結論を出すと言われていました。検討中の今、声をあげることが重要です。

#### ◆質疑応答より

Q: 私の法人では評議員20名以上で年3回評議員会を開催しています。規模は縮小した方がいいでしょうか。

A: 役員の規模をどう考えるか、いろいろな考え方があり難しい問題ですが、責任を持ってもらい一緒に考えてもらえる役員体制にすることが重要です。担当分野を明確にするなど、内容や役割の観点から考えてはどうでしょう。

Q: 法人合併も考える必要がある、と思っていますが、急ぐべき課題でしょうか。

A: 時間をかけて考えるべきでしょう。法人それぞれ、成り立ちや歩み・理念があります。そうした背景をふまえ、理念から議論していかないと、単なる「野合」になってしまう危険性もあります。合併だけが対抗策ではありませんし、小規模法人の良さ、大切さを私たち自身が訴え

ていくことも重要ではないでしょうか。

#### ◆当事者が声をあげること

茨木氏は「私たち抜きで私たちのことを決めるな」をスローガンに活動してきた障害者運動を紹介し、「私たちも福祉施設経営の当事者です。当事者として声をあげよう！」と強調しました。

今後、それぞれの現場の実情もふまえつつ、どのような要望をあげていくのか、が問われています。まず、園・法人や地域ごとに、法人「改革」の内容を理解し、問題点・改善課題を明らかにすべく、学習の場・論議の場を確保しましょう。

## 保育をめぐる情勢

### ●2016(平成 28)年度私立保育所の運営に要する費用について～通知出される

8月2日付で、今年度の保育所の運営に要する費用についての通知が出されました。(同封資料参照)

#### ◆私立保育所の運営に関する費用は委託費

新制度が始まって2年目に入っていますが、児童福祉法24条1項と2項を一緒に取扱うなど24条1項の形骸化ともいえるような実態も出てきています。とはいえ、この通知では、「…改正後の児童福祉法第24条第1項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり…」と、書かれていることに注目しましょう。

#### ◆公定価格に示された人件費からみえること

今年度の本俸基準額は、右表(上)の通りです。村山祐一氏(元帝京大・保育研究所所長)の作成した本俸基準額の推移(右表下)をみると、2000年度を基準にした場合、この15年間ほとんど改善されていないことがわかります。特に、施設長・主任保育士については、2000年の基準額より下がったままで、今年度に至っても2000年度の水準を回復していません。

1995年度からエンゼルプランが始まり、子

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	平成28年度 当初
所 長	(福)2-33	253,300円	—	—	約474万円
主任保育士	(福)2-17	234,498円	1	9,300円	約443万円
保 育 士	(福)1-29	199,920円	1	7,800円	約374万円
調理員等	(行二)1-37	170,600円	—	—	約309万円

区分	1995	2000	2005	2010	2015	2016
施設長	254,300	270,000円	261,800	253,400	251,500	253,300
	94.2	100%	97.0	93.9	93.1	93.8
主任保育士	228,112	241,256	231,948	230,112	231,744	234,498
	94.6	100%	96.1	95.4	96.1	97.2
保育士	184,122	194,600	193,698	195,228	197,268	199,920
	94.6	100%	99.5	100.3	101.4	102.7
調理員等	161,100	168,300	164,700	165,800	168,100	170,600
	95.7	100%	97.9	98.5	99.9	101.4

育て支援をはじめ保育園に求められる役割も広がってきましたが、それを支える職員の人件費の裏付けがされていません。

その結果、保育士の賃金改善がすすまず、保育士不足を招く要因の一つになっているのではないのでしょうか。

## ●処遇改善をめぐる動き

保育士処遇の改善が社会的な課題として認知されつつある中で、各地で様々な動きがあることが新聞報道等で明らかになっています。

#### ◆共同通信が調査～自治体が独自の改善策

共同通信は、昨年4月時点で待機児童が100人以上いると公表した全国62市区町村を対象にアンケートを行ないました。その結果、39%にあたる24市区町村が独自の処遇改善を実施し、保育

自治体独自の 保育士確保策の例	
千葉県船橋市	給与に月約3万2000円上乗せ
静岡市	給与に月約2万5000円上乗せ
兵庫県明石市	潜在保育士の就職時に最大10万円支給
福岡県須恵町	臨時職員に月1万円上限の通勤手当
茨城県つくば市	月2万円上限の家賃補助

士確保にとりくんでいることが報道されています。但し、この62市区町村には昨年4月時点の待機児童数が100人未満と発表した横浜市や名古屋市は含まれていません。

望していく必要があります。

今年度の請願署名は、待機児童解消・保育士の賃金と配置基準の改善などを中心に、シンプルでわかりやすい項目です。職員や保護者はもちろん、地域の保育関係者にも広げましょう。

### ◆都道府県が実態調査

北海道・栃木県・鳥取県は、保育士確保や処遇改善の検討にむけて、保育士の実態調査を実施しました。栃木県の調査結果によれば、「給与・賞与の改善」を望む回答が多く寄せられています。ついで、「休暇をとりやすくする」・「職員増員」・「シフトの改善」ですが、これらは職員配置基準が改善されていないことが要因といえます。

栃木県の調査結果については、月刊『保育情報』8月号に紹介されています。

### ◆正規保育士増員求める決議を可決～長野県須坂市

長野県須坂市では、保育所の正規雇用保育士の増員を求める決議案が、賛成多数で可決されています（7月6日提出）。

須坂市の公立保育園（10園）では、正規保育士が園長を含めて57人（25.9%）、嘱託保育士62人（28.2%）、臨時保育士101人（45.9%）となっています。少子化で入所園児数は減ってきていますが、3歳未満児は入所希望が増加しており、保育士確保が課題となっている模様です。決議書では「非正規雇用では身分保障、待遇面で応募者が限られる。正規雇用保育士の増員こそが保育士確保の最善の策」と要望しています。

### ◆公定価格と配置基準の改善を国に求めよう

保育士不足は、全国的な問題です。自治体によっては独自の改善策を検討するなど努力していますが、それだけでなく、国に抜本的な改善を要

↑署名用紙（表）

署名用紙（裏）→

## ●保育指針中間とまとめ案

2018年度の保育指針改訂に向けて審議がすすめられています。8月2日には、社会保障審議会児童部会保育専門委員会にて、保育指針の改訂に関する中間とりまとめ案がだされました。

保育指針や幼稚園教育要領等の改訂については、機関誌『経営懇』13号・『保育白書2016』に大宮勇雄氏（福島大学）が執筆されていますので参考にしてください。

連載

# どうしてる？ 法人研修

職員同士の学び合い・研修の工夫

第 10 回

神奈川・(福) 神奈川労働福祉協会

法人での職員研修について、誌面で紹介し交流する連載です。各法人・園での研修を考える上でのヒントや工夫を学び合えるコーナーをめざします。

今回は、神奈川県横浜市に本部を置く社会福祉法人神奈川労働福祉協会です。

## <はじめに>

社会福祉法人 神奈川労働福祉協会は、1957（昭和 32）年 11 月、働くお母さん達の願いにこたえ、横浜市神奈川区の初代園長宅を開放し「小鳩園」として共同保育所を開園した所から、その歴史をスタートさせました。

その後、法人の認可や小鳩保育園の認可、園舎の建替えなどを経て、2002 年に新規開園の横浜市かながわ保育園を公設民営（現指定管理者）として受託するまでの 45 年間、一法人一施設で運営をしてきました。

そして、横浜市や鎌倉市の民間移管を受け、2016 年 4 月現在、「小鳩保育園本園・分園」、「横浜市かながわ保育園」、「矢向保育園」、「山崎保育園」、「上永谷保育園」の 5 園 6 施設を運営する法人となり、現在に至ります。

### 法人の基本理念

日本の心臓部、京浜工業地帯・神奈川に働く人々の生活の安定と向上、文化の創造的発展の為に、そしてとりわけ、働く女性たちと子どもたちの為に最善を尽くします。

### 保育基本理念

子どもたちの「今、ここに生きる」を大切に、一人ひとりが「かけがえのない存在」と感じて、自信を持って生きていく力を育てます。

また、保育を取り巻く環境変化が著しい現在、法人の基本理念として掲げている「働く女性たちと子どもたちの為に最善を尽くす」という「小鳩園」開園の原動力となった思いの継承と共有化、そして法人理念の実現とさらなる具現化を進める為に、法人運営の安定化を目指して、昨年度から法人本部事務局を強化しました。さらに新規事業への取組も検討しています。

## <法人研修の体系>

複数施設へと法人が広がっていく中で、法人の基本理念や保育基本理念に基づき、

- ◆大切にしてきた保育を広げ、さらに発展させていく事
- ◆保護者と共に、子どもたちの育ちを見つめ、共に育ちあう事
- ◆職員集団としての力量を高め、専門職としての意識向上をはかる事

これら 3 つを主目標とし、法人での研修として、以下の内容をおこなっています。

### ①法人全体合同研修

法人全体での合同研修では、新入正規職員向けに法人としての保育理念を学んでもらう事と社会人としての基礎を培う事を、既存職員向けには専門職としての力量を高める事を目標としています。

対象	時期	内容
新入正規職員研修	毎年 3 月頃実施	・『職員心得ハンドブック』 ・先輩職員助言 ・新規職員交流等
法人全体学習会・懇親会	毎年 4 月実施	・講師を招き講演／職員懇親会等
法人合同研修	毎年 2～3 回実施 (6・11・2 月等)	・講師を招きケース発表／事例検討等

新入正規職員研修で使用する「職員の心得ハンド

ブック」は、児童憲章や子どもの権利条約、法人沿革、各理念や目標、子どもの人権を守るための6か条、子どもを虐待から守るための5か条等、そして保育園で働く職員として、また社会人として目指す姿勢、マナーなどを盛り込んだものとなっています。また2016年4月の法人全体学習会では、近藤直子先生をお呼びし「子どものステキさ見えているかな？」というテーマで講演していただきました。

(過去には大宮勇雄氏、秋葉英則氏、清水玲子氏等をお呼びしています。)

その他、各園の担当者が集まり、主任会議／給食会議／中堅研修／各年齢部会及び保健衛生部会をおこなっています。(月1回もしくは隔月1回)

(実践報告、事例検討、情報共有、他園他施設へのフィールドワーク等)

## ②各園内研修等

法人各園で行っている研修では、より実践的な保育に関わる専門知識や技術を学び、質の向上を目標としています。

一例として

### ・各園の園内研修

保育(室内外遊び、個別集団対応、環境構成等)

保健衛生(感染症対応、緊急時対応等)

その他(アレルギー、保護者対応、災害時対応等)

## ③外部研修

法人外部での研修を通して、全国の実践事例や取り組みを学び、専門職として、より幅広い感性や創造力を身につける事を目標としています。

・行政・社協等の実施する各種研修

・保育団体の研修大会、地域ブロック研修等

## <今後の課題・展望>

京都で老舗が多いのは、大切な伝統を継承しつつ

同時に新しく変容し続けているからだ、とも言われます。

外部の環境(保育新制度や社福法改革)が変わっていく時に、この継承(法人として大切な理念や保育を守り発展させていく事)と、変容(大切なものを守るために制度をうまく利用する事や対応する事)のバランスを保つことが出来るような組織作りと、職員の「確保・定着・育成」。この2つを大きな柱とし、法人として次の10年を見据えた展望や課題の改善へ取り組んでいく事が目標です。

①新入正規職員研修について、今年度から年度を通して複数回おこない、半年を経て自分の職種としての課題や想像と実際の違い等について、新入正規職員同士で話し合う時間や自己評価等にも取り組んでいきます。

②次に、現在は法人全体での研修等では手薄となっている2年目から中堅までの間の職員への対応として、ケアも含めた交流や意見交換が出来る場を作っていく事。

また、理論として(わかる)、実践として(できる)、そして振り返り(評価し反省・改善する)をおこなう、このような専門職としての成長を促す仕組み作りを構築する事を目指しています。

③そして、働く環境としての改善では、専門職として将来への見通しが持てる法人としてのキャリアパスの構築を目指しています。

④最後に、新規事業として学童保育や障害者の就労支援にも取り組むことが、現在の、そしてこれからの時代に対応した法人理念の具現化であると考えます。

文責：神奈川・(福)神奈川労働福祉協会 事務局長  
足立堅太郎

★次回は埼玉です。

## 当**面**の課題

### ●夏季セミナー緊急企画！ 社会福祉法人「改革」をめぐる動き を学ぼう。

夏季セミナー2日目に、新たに報告を追加し、緊急企画をもうけました。

緊急学習

#### 社会福祉法人「改革」

##### —当面の対応と運動の課題—

報告：山崎光弘さん（NPO 日本障害者センター一理事・事務局次長）

当面の対応（経営懇調査研究部）・行動提起

申込み締め切り：8月24日

※8/25以降は電話でお問合わせください

### ●公定価格、法人「改革」を学ぼう 学習は改善の力！学びつながろう！

学習会開催費の補助も継続しています。ぜひ、各地域で学習会を企画し、会員・会員外を問わず、共に学ぶ場をつくりましょう。その中から、評議員や理事の相互乗り入れ等々、地域での連携・協力関係がひろがる可能性もできます。

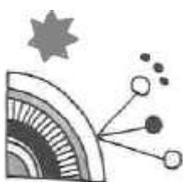
9月以降、各地でとりくみをお願いします。

#### ※学習会開催費補助※

- ・ 県レベルでの学習会であること
- ・ 会員外も対象とする学習会であること

以上の条件で開催する学習会において、経費の不足分を補助します（上限5万）。

活用したい県は事務局までお知らせ下さい。



## 主任セミナーin 大阪

日程 10月28～29日（金～土）

会場 ホテルマイステイズ新大阪  
コンファレンスセンター（旧チサンホテル）

第13回主任セミナーを上記の日程で開催します。

### ●企画は・・・

\*1日目シンポジウム～日々現場で奮闘している主任と園長がシンポジストになり、現場の状況や保育について語り合います。コーディネーターは黒澤祐介さん（兵庫大学短期大学部）。

\*2日目テーマ別分散会～じっくり話そう、聞こう

\*記念講演～浜田桂子さん（絵本作家）

講演テーマ『へいわってどんなこと？』

～いま子どもたちと考える命と平和～

### ●主任さんを送り出して下さい！

主任セミナーは、各地の主任が実行委員となって運営する主任のためのセミナーです。愚痴や悩みも出しつつ、一人ひとりが園運営を担っていく主体者としてパワーアップできるセミナーをめざします。園から主任さんを送り出して下さい。

### ●案内書～9月初めにお届けします

※同封資料～ご確認ください※

#### ①『社会福祉法人制度「改革」への実務対応』

調査研究部作成資料。A3版。

#### ②夏季セミナー案内書（改訂最新版）

2日目に法人「改革」関連の企画を新たに設けました！

#### ③平成28年度の私立保育所の運営に要する費用について

8月2日付で出された通知です。